

簡略版



鯖江市

鯖江市介護支援 サポーターポイント事業 介護支援サポーターの手引き

介護支援サポーター活動で介護予防を！



令和6年9月30日改定

鯖江市健康福祉部長寿福祉課

〒916-8666 鯖江市西山町13-1 TEL:53-2219

〔管理機関〕鯖江市社会福祉協議会

〒916-0022 鯖江市水落町2丁目30-1 TEL:51-0091

1. 鯖江市介護支援サポーターポイント事業

(1) 事業の概要

介護保険第1、2号被保険者（40歳以上の方）が、「介護支援サポーター」として、主に介護保険施設等（受入機関等）で、ボランティア活動（サポーター活動）した際に、ポイントが付与され、ポイントに応じて市から交付金が交付されるというものです。

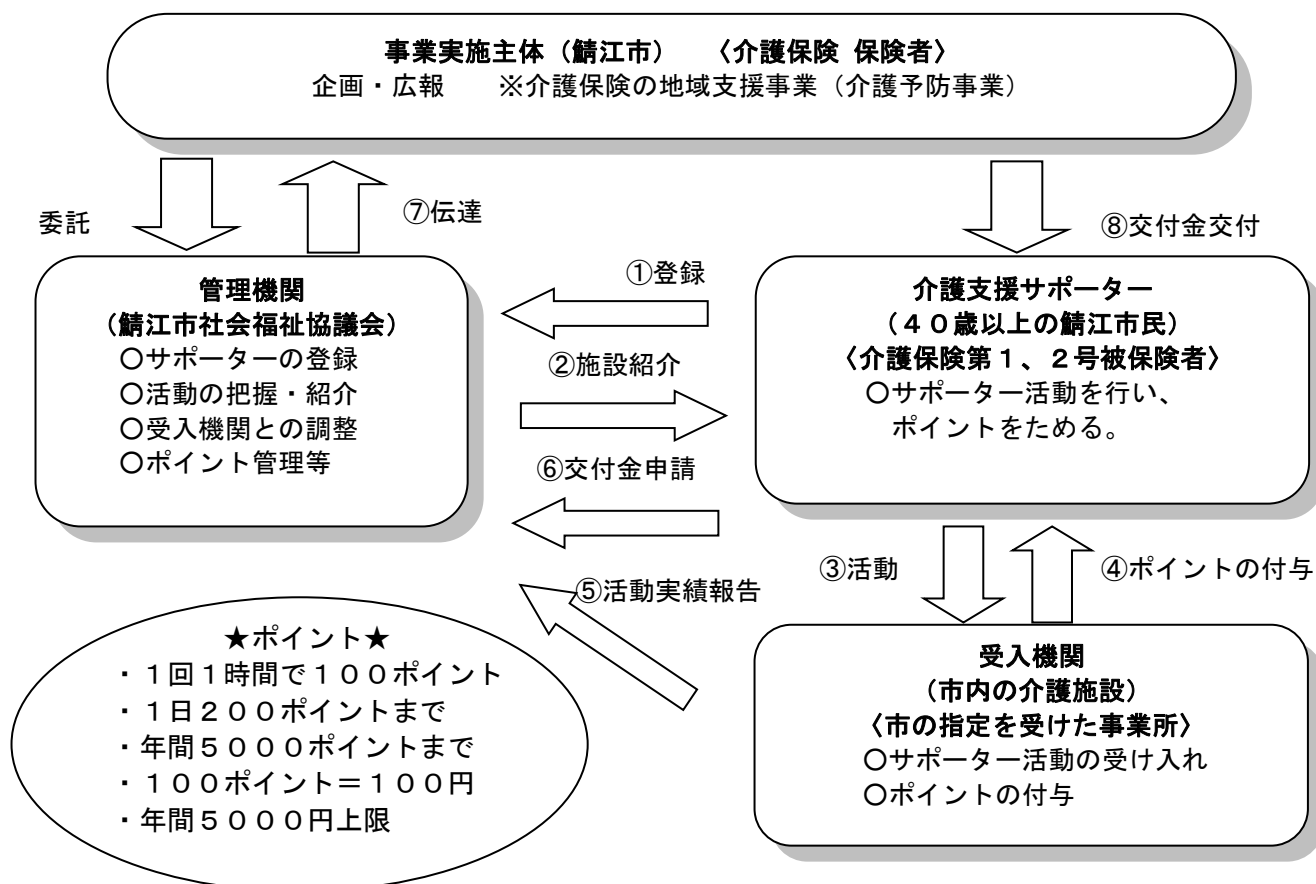
(2) 事業の目的

介護保険法に規定する介護予防事業として、地域みなさんが、社会参加、地域貢献を行いながら、自らの健康増進、介護予防に積極的に取り組めるしくみを、提供するとともに、市民一人ひとりの参加と協働による地域支えあい活動を育成、支援することを目的としています。※就労支援事業ではありません。

(3) 事業の効果

- ① 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まることが期待できます。
- ② 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加することにつながります。
- ③ 要介護高齢者等に対する介護支援活動に関心が高まります。
- ④ 介護予防が推進され介護給付費等の抑制につながります。

(4) 事業のしくみ



2. 介護支援サポーター

(1) 介護支援サポーター対象者

鯖江市内に住民登録を有する40歳以上（登録時）の方。

介護支援サポーターとして活動するには、登録をする必要があります。

(2) 介護支援サポーターの登録

- ① 登録は、鯖江市社会福祉協議会（管理機関）で、受け付けています。
- ② サポーター登録の際は、本人確認をさせていただきます。免許証・介護保険証・マイナンバーカード等のいずれか本人確認ができる書類をご持参ください。
- ③ 登録の際に、サポーター活動を希望される場所、活動内容、活動可能な曜日、時間帯および特技等について、具体的にお伺いいたします。
- ④ 介護予防支援事業の一環として、健康チェックリストを記入する必要があります。
※活動等に支障があると認められる場合は、管理機関において登録をお断りすることがあります。

(3) 介護支援サポーター手帳の交付

- ① 登録時、サポーター活動をした際に、介護保険施設等（受入機関等）でスタンプを押印してもらう「サポーター手帳」を交付します。
- ② サポーター手帳に住所・氏名・活動内容を記入してください。
- ③ 手帳を紛失された場合、付与された評価ポイントの再交付はできません。手帳は失くさないよう、大切に扱ってください。

(4) サポーター活動

- ① サポーターの受け入れとサポーター活動内容等について、市に申請し指定を受けた介護保険施設等が「受入機関等」です。この「受入機関等」で、あらかじめ指定された活動を「サポーター活動」といいます。
- ② サポーターは、あくまでもボランティアです。サポーター活動は、受入機関等の施設職員等の指示、指導監督の下に行う補助的な活動になります。
- ③ 具体的には、(ア)レクリエーションなどの指導、参加支援、(イ)お茶出しや食堂内での配膳、下膳などの補助、(ウ)話し相手、(エ)芸能披露などの行事の手伝い、(オ)その他、施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動を想定しています。
- ④ ボランティアとしての活動が基本のため、収益等を充当する事業は含みません。
- ⑤ 受入機関等から対価的な報酬等を受けている場合は、サポーター活動には当たりません。
- ⑥ 原則として、活動場所は受入機関等の施設内です。また、活動時間については、一人当たり1日につき2時間以内となっています。ただし、夜間（午後6時以降）は、安全面を考慮しサポーター活動の対象外とします。
- ⑦ サポーターとしての活動には、管理機関で、ボランティア活動保険に加入します。
- ⑧ サポーター活動には、「受入機関等」での活動以外に、市が実施している介護予防事業（健康寿命ふれあいサロン、いきいき講座等）や、その他市長が必要と認める事業（配食ボランティア等）が含まれます。
- ⑨ 受入機関等の具体的なサポーター活動（内容・場所・曜日・時間帯等）につい

ては、管理機関で取りまとめているので、お問い合わせ下さい。

(5) サポーター活動のマッチング（紹介等）

- ① サポーターが、受入機関等でのサポーター活動のうち、自らが希望するサポーター活動を選択し、管理機関に活動の申し込みを行います。
- ② 管理機関では、受入機関等が指定しているサポーター活動の中から、サポーター登録時の活動条件に合うものを探し出して、紹介も行います。
- ③ 条件の合うサポーター活動があった場合、原則として管理機関が、サポーターと受入機関等間の連絡調整を行います。

(6) 評価ポイントの付与

- ① サポーター活動を行ったサポーターには、当該活動に対する評価ポイントが付与されます。
- ② 評価ポイントは、サポーター登録時に交付するサポーター手帳の、活動確認スタンプの押印により確認します。サポーター活動を行った際は、必ず活動した受入機関等で、サポーター手帳にスタンプを押してもらってください。スタンプがないと評価ポイントが付与されません。
- ③ 受入機関等では、サポーター活動1時間ごとにスタンプを1つ、サポーター手帳に押印します。
- ④ 1日に2時間以上の活動、または2か所以上で活動した場合でも、活動確認スタンプは、1日につき2個が限度となります。
- ⑤ 活動確認スタンプ1個につき、評価ポイントは100ポイントです。
- ⑥ 年間活動期間（評価ポイント付与期間）は、3月1日から翌年2月末日までの1年間です。
- ⑦ 年間活動期間（評価ポイント付与期間）内でのポイントの上限は、5,000ポイントです。サポーター活動をそれ以上行っても、5,000ポイントを超えてポイントは付与されません（手帳1冊分が上限です）。
- ⑧ 評価ポイントは、翌年3月1日以降に繰り越すことはできません。
- ⑨ 評価ポイントを、ほかの人に譲渡することはできません。
- ⑩ サポーター手帳が紛失等により確認できない場合、評価ポイントの再交付はありません。手帳は大切に扱ってください。

(7) 評価ポイント活用申請（交付金の申請）

- ① 評価ポイントは、鯖江市介護支援サポーター評価ポイント活用申請を行うことで、市から交付されます。
- ② 評価ポイント100ポイントにつき、100円の交付金です。
- ③ ポイントの交付金への転換は、100円単位で行い、100円～5,000円までとなっています。
- ④ 評価ポイントの上限が5,000ポイントですので、交付金は5,000円が限度となります。
- ⑤ ポイント活用申請は、ポイントカードの裏面に記載されています。なお、ポイントはたまり次第、申請できますので、お早めに申請してください。
- ⑥ ただし、ポイント活用申請は、評価ポイント付与期間に1回限りとしますので、ご注意ください。（例：9月に5,000ポイントたまる。→換金可能。ただし翌年2月末まではポイントをためることはできません。5,000ポイントに達しないで換金をした場合も同様に、同一期間内でポイントは付与されません。）
- ⑦ 鯖江市介護支援サポーター評価ポイント活用申請は、次のいずれかの方法で、

管理機関にて行ってください。

ア 窓口での申請の場合 … 管理機関において、サポーター手帳を添えて所定の様式に記入し、申請してください。その際、本人確認書類（運転免許証、介護保険証、マイナンバーカードのいずれか）と本人名義の銀行等の預金通帳を口座番号確認のため持参してください。

イ 郵送での申請の場合 … 封筒に、鯖江市介護支援サポーター評価ポイント申請書・サポーター手帳・本人確認書類（運転免許証、介護保険証、マイナンバーカードのいずれか）の写し・本人名義の預金通帳の写し（見開きのページ）を同封し、管理機関へ郵送してください。

（８）交付金

- ① 管理機関の審査により、サポーター手帳と鯖江市介護支援サポーター評価ポイント活用申請書の内容が適正と判断された場合、管理機関から市へその旨が伝達されます。
- ② 市では内容を再確認します。交付金の申請時点において、介護保険料等の滞納の有無について確認し、無い場合のみ、指定された口座に振り込みます。介護保険料等に滞納がある場合は振り込むことができませんのでご了承ください。

3. 介護支援サポーターの基本

(1) 介護支援サポーターをはじめましょう！

介護支援サポーターポイント事業は、介護保険施設等での活動を通じて、健康増進、介護予防に取り組みながら、地域をみんなで支えあうことを目的としています。まずは気軽にサポーター活動を始めてみましょう。その際は、次の点に留意してください。

① 無理をせずに、できるところから始めましょう。

特別な知識や技術がなくても、話し相手、繕い物、洗濯物たたみ、園芸や趣味などできることはたくさんあります。まず、できるところから始めて下さい。

② 活動の時間には、ゆとりを持ちましょう。

活動時間は十分にゆとりをもって、無理をせずに続けられる活動時間や内容を決めてください。

③ 家族などの理解と協力を得ておきましょう。

サポーター活動に入る前に、家族の理解を得ておきましょう。いつ、どこで、どんな活動をしているのか、伝えておくことも大切です。

④ 事前に施設の担当者との打ち合わせを行いましょう。

サポーター活動をはじめるときには、施設職員と十分に話し合いましょう。活動の内容や自分の役割、活動日時、活動する上での注意点等をはっきり確認することが大切です。

⑤ 一方的、善意の押し付けにならないようにしましょう。

「こうした方がいいだろう」と、自己判断で行動してしまうと、施設の業務に支障をきたします。サポーターとして何を行うのか、施設職員と話し合い、職員の指示のもとで活動しましょう。

施設の業務に支障をきたす場合は、活動をお断りする場合があります。

⑥ 安全に気をつけましょう。

自分が怪我をしたり、相手を傷つけたり、物品を壊さないように、安全には十分注意しましょう。（万一に備えて、サポーターは保険に加入しています。）

⑦ サポーター活動にかかわる経費

交通費、食事代等はサポーターご本人の負担になります。

(2) 介護支援サポーター活動に入る前に気をつけること

- ① 自分の健康状態を確認しましょう。
自分の健康状態がすぐれない時には、無理をせず休みましょう。
特に新型コロナウイルスやインフルエンザなどの症状があるときは、活動への参加は控えてください。
- ② 服装に注意しましょう。
活動に合わせた服装にしましょう。動きやすい服装または汚れてもよい服装で運動靴やカカトの低い靴などが望ましいです。
指輪・ブローチ・イヤリングなどのアクセサリや時計などは、紛失やサービス利用者との誤解やトラブルが生じる可能性があるので注意してください。
相手を怪我させないように、爪は短く切っておきましょう。香水も介護の妨げになる場合もあるので、控えめにしてください。

(3) 活動の中で気をつけること

- ① まず、あいさつから始めましょう。
サービス利用者やその付き添いの方、施設職員、他のサポーターの方などに、笑顔で明るく挨拶しましょう。笑顔は相手の緊張感を取り除くことができます。
- ② 話は「聴く」ことが大切です。
話を聴くことは、相手を受入れることにつながります。また、言葉の裏にある気持ちをくみ取れるように努めましょう。相手の話を引き出せるように、待つことも大切です。
- ③ 声かけは、はっきり、ゆっくりと、大きな声で、丁寧に行いましょう。
耳が遠い方もいらっしゃるので、「はっきり」「ゆっくり」「大きな声」でお話ししてください。コミュニケーションは、言葉によるところが大きく、不用意な言葉で信頼関係が崩れることもあります。丁寧な言葉遣いは相手を尊重することになります。
- ④ 品物は丁寧に扱いましょう。
サービス利用者の品物は、本人にとって大切なものです。品物は手荒に扱わないようにしましょう。勝手に触ったり移動させたりせず、まずは、本人の了解を得てから行いましょう。
- ⑤ 物品の授受は控えましょう。
サービス利用者やその付き添いの方に、物品や食べ物の受け渡しをしないでください。
- ⑥ 営業活動等の禁止
営業活動、政治、宗教に関する勧誘や署名などの活動は行わないでください。

⑦ 手洗い・うがいの励行

手洗い・うがいは、感染症の最大の予防法です。自分のためだけでなく、利用者に感染させないためにも、サポーター活動の前後には必ず手洗い・うがいを行いましょう。

⑧ 気が付いたことは施設職員にお伝えください。

サービス利用者との会話やかかわりの中で、いつもと異なる様子や行動に気が付いたら、職員にお知らせください。小さなことでも、体調の変化や疾病のサインなど大切な情報が読み取れることもあります。

⑨ 相手の家庭内のことには立ち入らないでください。

利用者の家庭問題等に立ち入ると、自分がその問題の中にまき込まれてしまいます。利用者の家庭内のことには、立ち入らないようにしましょう。

⑩ 相手からの無理な要求は断りましょう。

活動している中で、利用者の頼みごとが、ご自身に無理な場合には、無理をせず、断りましょう。

⑪ 施設職員に相談をしましょう。

突発事態やサポーター活動がうまくいかないとき、戸惑うことなど、困った時は落ち着いて職員に相談してください。

⑫ 活動はルールを守ってください。

活動の時間に遅れてしまったり、終了時間を延ばしたりしないように注意してください。

また、慣れているからと省略して仕事をしないようにしましょう。油断が思わぬ危険を招くこともあります。

サポーター活動は、責任のある仕事ですから、ルールを守って行いましょう。

(4) 施設への連絡・プライバシーの保護

① 施設への連絡

都合が悪くなりサポーター活動に参加出来なくなった場合は、速やかに鯖江市社会福祉協議会に連絡をして下さい。

また、登録の内容（住所・電話・活動の日時）の変更があった場合にも連絡するようお願いします。

② 活動中の事故・緊急事態が発生した場合

すみやかに施設担当者と鯖江市社会福祉協議会に連絡をして下さい。事故の処理や、サポーター保険の問題があります。

③ サポーター活動におけるプライバシーの保護について

活動の中で知り得た個人情報（氏名、住所、心身や家族の状況等）は、第三者に絶対に話さないでください。サポーターの友人や知人はもちろん、家族にも話してはいけません。不用意に相手のことを話すことで、知らないうちに相手を傷つけてしまうことがあります。知人をサポーターに誘う場合も、個人が特定できるような話は避けましょう。